平成２３年（フ）第３７号
茨城県水戸市愛宕町10番23号
債務者　菊池　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
茨城県水戸市圷大野132番地
債務者　郷間　政治
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
茨城県ひたちなか市大字津田2561番地25
債務者　福澤　結花（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
茨城県鉾田市鉾田２丁目18番地６　新鉾田ハイツ３号棟102号
債務者　秋山ひろみ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
茨城県水戸市根本１丁目38番地の８　ティアラクィーン102号
債務者　弓野　重美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
茨城県水戸市城東１丁目15番75―505号　市営城東住宅
債務者　林　　友喜
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
茨城県水戸市笠原町1382番地の２　県営六番池アパート４棟302号
債務者　田代　佳世
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２０９号
京都市左京区岩倉中町228番地の14
債務者　角井　博子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
兵庫県高砂市米田団地13番405号
債務者　野坂　順子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７０号
兵庫県加古川市野口町北野46番地の15、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋1049番地の56
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９５号
鳥取県倉吉市上井455番地　パレスファミール１―101号
債務者　山田　愛子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第１号
鳥取県倉吉市山根525番地４
債務者　勝原　朱美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１８３１号
広島県廿日市市津田1152番地50
債務者　近藤　浩文
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２０号
広島市西区井口１丁目16番29号
債務者　大串恵美子（旧姓下坂）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２号
広島市安佐北区可部３丁目34番５―101号　セントラル可部
債務者　山田　幸男
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９４号
福岡県筑紫野市湯町２丁目３番１―1307号
債務者　大久保幸子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６２号
福岡県大野城市川久保１丁目３番８―402号　富士ビル
債務者　林　　健城
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６３号
福岡県大野城市栄町１丁目３番27号　コーポ栄101号
債務者　林　千賀子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部